

平成 23 年 3 月 28 日

東北関東大震災：学生納付金等の納入に関する本学の対応

東北学院大学

1 入学手続きに関する措置

(1) 前期入試において延納手続きを行っている者に対する措置

前期入試において延納手続きを行っている者の学生納付金の納入期限日を平成 23 年 3 月 25 日と定めていたが、この期限日までに申し出があった者に対して、平成 23 年 4 月 28 日まで学納金等の納入を延期する措置を講じた。

(2) 後期入試の入学手続きに関する措置

後期入試の入学手続き期限日を平成 23 年 3 月 25 日と定めていたが、この期限日までに申し出があった者に対して、平成 23 年 4 月 8 日まで学納金等の納入を延期する措置を講じた。

2 入学時期に関する措置

入学手続きを完了している者が、諸般の事情により、平成 24 年度に入学を希望する場合には、これを認める措置を講じた。

3 入学辞退者に対する対応

これまでは、平成 23 年 3 月 31 日までに入学辞退を申し出た者に対しては、授業料、施設設備資金、実験実習費を返還していたが、下記の措置を講じた。

- (1) 入学予定者本人・主たる家計維持者が死亡・行方不明の場合、入学金を含めた学生納付金を返還することとした。申し出期限日は、1 年延長し、平成 24 年 3 月 31 日とした。
- (2) 家屋の全壊・半壊・流出及び津波による浸水等の罹災にあった者から、入学辞退の申し出があった場合、入学金を含めた学生納付金を返還することとした。申し出期限日は、1 年延長し、平成 24 年 3 月 31 日とした。
- (3) 東北関東大震災に関して沿岸部の罹災者及び特に考慮すべき事項がある罹災者から、入学辞退の申し出があった場合、申し出を受ける期限日を前期定期試験終了日まで延長するとともに、入学金を除いた学生納付金を返還することとした。

4 授業料の減免措置等

平成 23 年度入学生を含む、下記に該当する学生に対して、授業料の減免措置等を講じることとした。

- (1) 主たる家計維持者が死亡・行方不明の場合、授業料 1 年分を免除することとした。
- (2) 主たる家計維持者の家屋全壊・流出の場合、授業料半期分（新入生は後期分、2 年生以上は前期分）を免除することとした。
- (3) 主たる家計維持者の家屋半壊の場合、授業料半期分（新入生は後期分、2 年生以上は前期分）の 50%を免除することとした。
- (4) 主たる家計維持者の家屋が津波により床上浸水した場合、見舞金を支給することとした。

5 学生納付金の納入期限日に関する措置

本学では、関係する規程等により、前期の学生納付金の納入期限日を 5 月 14 日と定めているが、平成 23 年度においては、すべての学生を対象にその期限日を 8 月 1 日まで延長することとした。

6 その他

平成 22 年度において学生納付金未納により除籍となった者の復籍の手続き期限日を平成 23 年 3 月 31 日と定めていたが、沿岸部の罹災者及び特に考慮すべき事項がある罹災者については、その期限日を平成 23 年度の科目登録日まで延長することとした。

(参考) 入学手続き完了者（罹災者）が取りうる選択（肢）について

- (1) 平成 23 年度入学を選択： 上記 4 による「授業料の減免措置」が講じられる。
- (2) 平成 23 年度入学を辞退： 上記 3 により、入学辞退に対応する。
- (3) 平成 24 年度入学を選択： 上記 2 により、平成 24 年度入学が可能となる。
- (4) 平成 24 年度入学を選択の後、入学辞退： 上記 3 により、入学辞退に対応する。